

# 北海道手をつなぐ育成会 げっぽう

第675号

昭和39年3月13日第三種郵便物認可第10号(毎月1日発行・定価一部10円(税込))  
 ●発行日—平成26年4月1日  
 ●発行所—一般 団体法人 北海道手をつなぐ育成会  
 〒060-0002 札幌市中央区  
 北2条西7丁目2-7(4F)  
 電話 011-251-0855  
 FAX 011-251-0804  
 Eメール doikusei@air.ocn.ne.jp  
 ●発行人—奈須野益  
 印刷所 (株)北海道機関紙印刷所

厚生労働省  
委託事業

## —働く知的障害者からのメッセージ発信事業— 「就労支援セミナーINだて」開催しました!!

NPO法人伊達市手をつなぐ育成会 会長 松倉 一男

2月23日(日)だて歴史の杜カルチャーセンターにおいて、伊達市手をつなぐ育成会が主管となり、当事者112人、雇用主や支援者の方々54人が参加をして、「就労支援セミナー」が盛大に開催されました。

本セミナーは、障がいがあつても「働きたい」と言う声に応え、地域でそれなどの特色ある支援を開拓してきましたが、今働いている人、これから働きたいという人のメッセージをみんなで受け止め、どのようにしたら就労に結びつき、長く働くにはどうしたら良いかなどを当事者のみなさんから、生の声を発信していただき、今後の施策に生かす事業であります。



挨拶する松倉会長

7. (3月号からの続き)  
全国でのグループホーム、ケアホー  
ーム(以下GH、CH)開設の反対  
運動



会場の様子



基調講演の様子

あたりまえの暮らし—差別解消法への期待(その2)  
松原グループ 総合施設長  
障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会代表 光増 昌久氏

く・くらしと支援についてとの演題で、職場でどのような仕事をしているか、仕事でのつらいことや、また楽しいこと、働くことで夢が広がることなど、佐野講師が2人の本人講師にユーモラスに聞き出し、それらの悩み解決策を会場の受講者に紅白の用紙を掲げてもらい本人講師がインタビューするユニクな方式で進められ、受講者が一体となり最後まで熱心に聞き入っていました。

第3部のグループ討議では、「はたらくことについて」のテーマで当事者の方が11グループに分かれ�行なった自由発言では、パートのおばさんにきつく言われた。仕事を覚えるまでとてもつらかった。挨拶しても返事が無いと悲しい。また、つらくても褒められて仕事を任されて貰えるとうれしい。レジのお姉さんになりたいので今は作業所で頑張っている。長く勤めたいがどうしたら良いか等たくさん意見や発言があり、

日頃の思いや私たちに求められていることをメッセージとして発信することができたセミナーとなりました。

北海道手をつなぐ育成会  
の会員である障害者就業・生活支援センターの佐野和明氏と徳島友の会  
ら「はたら

下記の件題 開く如き会員からのメッセージ発信事業(厚生労働省委託事業)



就労支援セミナーINだて

挨拶する松倉会長

7. (3月号からの続き)  
全国でのグループホーム、ケアホー  
ーム(以下GH、CH)開設の反対  
運動

「障害のある人の地域生活には反対  
はしないが、なぜ我が地域や町内会に

G Hを建てるのか」など地域エゴの反対運動は多いです。自治体も中立な立場で、介入や啓発活動はしてこなかったのです。

差別解消法案骨子案では、(G H、C H等を含む)施設の立地をめぐる反対運動等のケースを踏まえ、行政において「障害者支援施設の認可に際して住民の同意を求めず、行政が住民に対して啓発を行う」としています。

付帯決議では、「国及び地方公共団体において、G H、C H等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと」と記されています。

現在も反対運動で建設停止の事例があるのでも、早急に地域・自治体が啓発していく運動が必要ではないでしょうか。

## 8. 障害者虐待、差別がない地域社会をめざして

虐待や差別がない社会の実現には何が必要なのでしょうか。それは「当事者に分かりやすく情報提供」することと言えます。具体的にわかりやすく説明することが必要です。

障害者の制度改革はまだ終わっています。条約批准後も継続して、総合支援法の骨格提言の実現に向けて議論と実行が必要です。

## 9. 本人活動（当事者活動）を支援しよう。

本人決議の実現に向けては、本人決議を実効性のあるものにしていく必要性があります。本人の皆さん参加した「障がい者の制度改革推進会議」等の会議では、イエローカ

ードの提唱と実践が行われました。また、障害者政策委員会ではイエロースタンドが導入されています。イエローカードを行政の会議など現場で使ってみましょう。

## 10. 地域で暮らすG Hをめぐる問題と課題

都道府県等の権限によつて（極端になると）入所施設、精神科病院敷地内でもG H建設がOKになつてしまふ現状にあります。他方、同一敷地内10名以下、通所施設の敷地内でのG Hは認めない県もあります。

建築基準法の用途変更問題、消防法施行令による消防設備整備、スプリンクラー義務付け論議、バリアフリー法、都市計画法等について、自治体によって各自、解釈が異なり混乱を招いています。

## 11. 障害者の地域生活を推進する検討会の論議から

G H・C Hの一元化の論議では、入居定員をめぐり時間が費やされました。「特例で都道府県知事が認めれば10人以上を容認。その対象者は重度障害者」という最初の提案には、驚かされました。今後はサテライト型の発展性に期待できます。

附帯決議に振り回され、肝心の夜間支援体制や日中支援等の課題が十分論議されずに現在に至っています。

## 12. 障害者総合福祉法の骨格提言の根拠は、国連の障害者の権利条約と違憲訴訟団との合意文書が基本

権利条約におけるいくつかの課題を列挙します。

第9条 アクセシビリティ  
第16条 摼取、暴力及び虐待からの自由  
第19条 自立した生活と地域社会への統合・地域社会で生活する平等な権利・地域生活。選択の自由（どこで、誰と住むかの自己決定）・特定の生活様式・義務付けの禁止・地域社会における生活の支援・負担可能な費用など

## 13. 障害者権利条約の批准に向けた二つの新法――「障害者差別解消法」「障害者雇用促進法」の改正

条約批准に向けて新たに創出された二つの新法。ここでは、障害者雇用促進法について触れています。

雇用促進法の改正では、募集、採用、待遇において差別を禁止するとともに、障害者でない者との均等な機会を確保するために事業主に対しては、施設の整備を含む「障害の特性に配慮した必要な措置」が義務付けられました（2016年4月施行）。2018年4月からは精神障害者の雇用も法的な義務となっています。

まとめ

障害者虐待防止法が施行された後でも、残念ながら、全国各地で障害者虐待が起つてきます。これは、虐待防止法を現場で実効性ある法律にする必要があり、障害者差別解消法についても施行まで実効性ある論議をする必要があります。

課題は山積みです——総合支援法の見直し

は、今、始まつばかりです。四月に向けて都道府県、市町村で論議を積み重ねていただきましょう。法律が改正になつても、支給決定は区市町村の権限であり、地方（都市）間格差はすさまじいものがあります。

障害の重い人が全国どこでも安心して快適な地域生活ができるようにはなつていません。今回の論議でGHの区分四以上の入居者が使う個別のホームヘルプは経過措置で残りましたが、早く恒久化する必要があります。

整し、制度の谷間を埋めることができることが障害者差別解消支援地域協議会の最も重要な役割であることが確認されました。

3月に開催する第3回検討会までに、障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業（平成25年度は条例制定自治体における取組内容等を収集し、設置・運営マニュアル・事例集を策定する）を実施するための設置・運営暫定指針をとりまとめるスケジュールが示されました。

## 「障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会」について

障害者差別解消法には、地方公共団体の区域における「障害者差別解消支援地域協議会」が規定されています。その迅速な設置及び円滑な運営に資するため、有識者、経済団体、地方公共団体等と意見交換を行う「障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会」が設けられることとなりました。

障害者政策委員会委員でもある野澤和弘氏（毎日新聞社論説委員）が会長に就任し、1月22日（水）に第1回検討会が開催されていました。協議は障害者差別解消支援地域協議会の必要性と機能に集中しました。障害者差別解消法の立法段階では紛争解決機関が大きな論点となりました。障害者差別を専門に取り扱う紛争解決機関を設けるなどいくつかの案がありましたが、障害者差別解消法では既存の紛争機関を活用することとなりました。この検討会ではこれらの紛争解決機関を調

## 奥平綾子氏講演会を開催します

主催 網走市手をつなぐ育成会

### 『大人の発達障がいを理解する』

～見える「ミニユニークーション～

片づけられない、人付き合いが苦手、ゲームや携帯・スマホへの依存等、生きづらさや不安を抱えた大人がいま増えてきています。

高校、短大は何とか卒業したが仕事を転々とし、ちゃんとした就職ができない若者、実家に住みながら家族とさえ交流しない引きこもり。もしかしたらそれは発達障がいの一つなのでしょう？ 障がい特性に見合った、ちょっとした工夫や支援でその生きづらさが解消され暮らしそうくなるかもしれません。

自閉症・発達障がいの人たちを支援するサービスグッズを提供している会社「おめめども」で代表取締役をされている奥平綾子氏をお招きし、障がい特性に沿った視覚的・具体

的・肯定的な方法をお話を聞いていただきます。障がいのある当事者にとってはもちろん、家族や先生など支援者にも役立つ内容です。どうぞご参加ください。

■日時 26年4月13日(日)10時～12時  
■会場 網走市エコーセンター2階大会議室  
TEL 0152-43-3704

■定員 120人  
■参加費 500円

■申込先 網走市手をつなぐ育成会  
事務局長小西  
090-7058-0834

## 総会日程変更となりました

変更前 4月23日 理事会・総会  
変更後 4月23日 理事会  
5月27日 講演会・総会

## 今後の予定

4月23日(水)	道育成会理事会
5月27日(火)	総会・講演会（札幌市）
6月7日(土)	通所事業所協議会総会・研修会
8月9日(土)～10日(日)	道育成会全道大会・函館大会 於：函館市民会館
11月8日(土)～9日(日)	全日本育成会通所事業所協議会 全国研修大会札幌大会 於：札幌市パークホテル

# AIU 生活サポート総合補償制度のご案内

安心を  
お届けします

2007年4月に日本で誕生した知的障害児者と自閉症児者専用の保険です。

## AIU の普通傷害保険 (2013年7月現在の内容です。)

(知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

病気やケガまたはその検査のため入院したとき (保険期間中に開始した入院の4日目から30日限度)

### 入院給付金 (付添介護保険金、差額ベッド費用、入院諸費用、入院一時金)

他人にケガをさせたり、他人のものを壊して法律上の賠償責任を負ったとき (国内外補償)

個人賠償責任保険金: 1事故1億円限度 (自己負担金額なし)

ケガをしたとき

### 死亡・後遺障害・入院・通院・手術保険金

地震・噴火・津波危険補償特約セット

病気で死亡したとき

### 葬祭費用保険金

お問い合わせ先) 株式会社ジェイアイシー北海道支店  
〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目  
8-2 SRビル4F  
TEL: 011-221-7009 FAX: 011-221-1704  
<http://www.jicgroup.co.jp>

引受保険会社 AIU 損害保険株式会社札幌支店  
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目  
1-2 アーバンネット 札幌ビル 4階  
受付時間: 午前9時~午後5時  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

北海道知的障害児者生活サポート協会  
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目  
かでる2・7 4階 北海道手をつなぐ育成会内  
TEL: 011-251-0855 FAX: 011-251-0804  
(A-000410 2014-06)

病気・ケガの入院

個人賠償補償

被害事故の解決

障がいのあるご本人と、そのご家族・施設従事者のための総合保険です。

ぜんちの  
**あんしん保険**  
平成25年料率改定

\*少額短期健康総合保険(無告知型)2012年創設

\*この広告は商品の概要を説明しております。ご契約の際には必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をご確認ください。

#### 保障内容(A-1プランの場合 年間保険料 17,000円)

死亡保険金	10万円	法律相談費用	5万円までの実費
特定重度障害保険金	10万円	弁護士委任費用	100万円までの実費
入院保険金	1日につき 8,000円※1	接見費用	1万円
入院一時金	10,000円	個人賠償責任保険金	てん様 困度級 1,000万円
傷害通院保険金	1日につき 1,000円※2	※1: 一回の入院または一回の通院につき、30日限度。 ※2: てんかんによる入院の場合は一日につき4,000円となります。	

詳しい資料のご用命は、下記代理店へお願ひいたします。

○取扱代理店

有限会社オフィスブレイン

TEL 011-207-2522

〒060-0032 札幌市中央区北2条東3丁目2番地  
札幌セントラルビル2F

○引受保険会社

・ ぜんち共済株式会社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-5-8

岩本町シティプラザビル 5F

知的障がい者専用補償制度

♥ アイ・ライフ  
I-LIFE

#### 病気に対する補償が新しい!!

- ① すべてのケガおよび病気による死亡(葬祭費用)を補償
- ② すべてのケガおよび病気による入院を補償
- ③ さらに傷害事故の場合は「傷害入院」「傷害通院」「傷害治療費」が入院補償とは別枠で補償されます。
- ④ 入院した場合は、1日目より補償(180日限度)
- ⑤ 「疾病性てんかん」「てんかんに伴う転倒事故」「自傷行為」「闘争行為」などによる入院も補償されます。

#### アイ・ライフ 補償内容

死亡(葬祭費用).....	100万円
入院補償.....(180日限度)	10,000円
傷害入院.....(180日限度)	2,000円
傷害通院.....(90日限度)	1,000円
傷害治療費.....	50万円
第三者賠償.....(免責なし)	5,000万円

あなたとあなたの家族が毎日の生活を安心して過ごす為の補償制度、それが アイ・ライフ です。

お問い合わせ先

制度補償会



障害者補償会

〒064-0801 札幌市中央区南1条西20丁目2-1 建設管理センタービル 担当:石山・笹谷

お電話を頂ければすぐに資料をご郵送致します。

フリーダイヤル **0120-185-001**